

金融円滑化に対する当金庫の取組状況について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項の規定する説明書類

函館信用金庫は、「中小企業の健全な発展」・「豊かな国民生活の実現」・「地域社会繁栄への奉仕」の経営理念のもと、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

第1 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下、「府令」といいます）」第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

（1）取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に真摯に取り組みます。

（2）金融円滑化措置の円滑化実施に向けた体制整備

当金庫は、上記基本方針を適切に実施するため、以下の通り、必要な態勢整備を図っております。

①「金融円滑化対応室」の設置

本部審査部内に審査部担当理事を「金融円滑化管理責任者」とする「金融円滑化対応室」を設置し、中小企業者および住宅ローンご利用のお客様へのきめ細やかな対応を図るための方策を検討し、地域の金融円滑化に向けた当庫としての取り組みを強化いたします。

②「金融円滑化ご相談窓口」の設置

各営業店長を「金融円滑化対応責任者」に指名し、金融円滑化にむけた営業店体制を強化、皆様からのご返済に関するご相談に、より細かく対応するため、当金庫本支店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置いたします。

③「金融円滑化対応ダイヤル」の設置

皆様からのご返済にかかる相談等に、迅速かつ適切にお答えするため、本部内に「金融円滑化対応ダイヤル」を設置いたします。

設置場所	電話番号（通話料無料）	営業時間
金融円滑化対応室	0120-700295	信用金庫営業日 9:00～17:00

(3) 他の金融機関との連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら金融の円滑化に努めてまいります。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

- (1) 本部審査部内に「金融円滑化対応室」を設けます。また、審査部担当理事を「金融円滑化管理責任者」とし営業店長を「金融円滑化対応責任者」として配置します。
- (2) お客さまから、貸付条件の変更等のご相談を受付した場合は、お申込内容を「貸付条件等に係る受付管理簿」に、ご相談の経過等は「条件変更等（相談受付）シート」に記録し、5年間保存しております。
- (3) 各営業店は、受付・実行・謝絶・取下げの実施状況を月次で本部（金融円滑化対応室）へ報告し、金融円滑化対応室はこれらの報告をとりまとめし、定期的に常務会へ報告しております。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を行うための体制の概要

お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情等は、各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」の他、次の相談窓口を設置し、担当者が適切に対応します。

函館信用金庫 法務部 電話番号 0138-22-1251（直通）

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当金庫では、継続的な企業訪問を通じ企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の把握と債権管理に努め、経営相談、指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生のための支援を行ってまいります。

以上

中小企業金融円滑化法に基づく取組状況

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

	平成21 年12月末	平成22 年3月末	平成22 年6月末	平成22 年9月末	平成22 年12月末	平成23 年3月末	平成23 年6月末	平成23 年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,962	5,117	6,199	7,063	8,243	10,439	11,257	12,550
うち、実行に係る貸付債権の額	2,962	4,947	5,969	6,769	7,638	9,791	10,501	11,364
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	4	10	10	10	10
うち、審査中の貸付債権の額	0	13	43	103	397	41	7	437
うち、取下げに係る貸付債権	0	156	186	186	198	595	738	738
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	242	391	496	574	745	954	1,086	1,108
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	4	4	4	4	4

※平成23年9月末現在で総体の申込金額12,550百万円のうち11,364百万円(90.5%)を実行しております。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21 年12月末	平成22 年3月末	平成22 年6月末	平成22 年9月末	平成22 年12月末	平成23 年3月末	平成23 年6月末	平成23 年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	193	333	394	473	533	660	704	743
うち、実行に係る貸付債権の数	193	327	375	445	508	626	666	703
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	2	2	2	2
うち、審査中の貸付債権の数	0	3	12	20	12	9	3	5
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3	7	7	11	23	33	33
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	30	49	64	77	104	127	144	150
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	1	1	1

※平成23年9月末現在で総体の申込件数743件のうち703件(94.6%)を実行しております。

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21 年12月末	平成22 年3月末	平成22 年6月末	平成22 年9月末	平成22 年12月末	平成23 年3月末	平成23 年6月末	平成23 年9月末
貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	87	128	210	210	228	293	313
うち、実行に係る貸付債権の額	0	51	82	132	164	164	239	267
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	27	0	31	0	17	7	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	8	46	46	46	46	46	46

※平成23年3月末現在で総体の申込金額313百万円のうち267百万円(85.3%)を実行しております。

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21 年12月末	平成22 年3月末	平成22 年6月末	平成22 年9月末	平成22 年12月末	平成23 年3月末	平成23 年6月末	平成23 年9月末
貸付けの条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	8	11	16	16	17	22	23
うち、実行に係る貸付債権の数	0	5	8	12	13	13	18	20
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	2	0	1	0	1	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	3	3	3	3	3	3

※平成23年3月末現在で総体の申込23件のうち20件(87.0%)を実行しております。

平成23年11月14日

各位

函館信用金庫

中小企業金融円滑化法に対する取組状況の修正について

過去（平成21年12月4日～平成23年3月末）に公表しておりました中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の取組状況について、件数・金額に誤りがございましたので、別紙のとおり修正いたします。（別表1、別表2、別表3、別表4を修正、別表5及び別表6についての変更はございません。）

関係各位にご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以上

中小企業金融円滑化法に基づく取組状況

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

【修正前】

(単位:百万円)

	平成21 年12月末	平成22 年3月末	平成22 年6月末	平成22 年9月末	平成22 年12月末	平成23 年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	683	915	1,390	2,336	3,154
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	0	643	788	1,217	2,065	2,762
うち、実行に係る貸付債権の額	0	513	650	1,032	1,528	2,220
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	5	5
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	8	55	397	4
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	129	129	129	134	531
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	0	40	127	173	271	391
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	34	63	202	299
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	4	4	4
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	4	4	4
うち、審査中の貸付債権の額	0	13	35	48	0	23
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	26	56	56	64	64

【修正後】

(単位:百万円)

	平成21 年12月末	平成22 年3月末	平成22 年6月末	平成22 年9月末	平成22 年12月末	平成23 年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,962	5,117	6,199	7,063	8,243	10,439
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	2,719	4,686	5,610	6,384	7,429	9,379
うち、実行に係る貸付債権の額	2,719	4,556	5,473	6,194	6,892	8,837
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	5	5
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	8	60	397	5
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	129	129	129	134	531
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	242	431	588	679	814	1,059
うち、実行に係る貸付債権の額	242	391	496	574	745	954
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	4	4	4
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	4	4	4
うち、審査中の貸付債権の額	0	13	35	42	0	36
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	26	56	56	64	64

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

【修正前】

(単位:件)

	平成21 年12月末	平成22 年3月末	平成22 年6月末	平成22 年9月末	平成22 年12月末	平成23 年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	26	52	86	127	160
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	0	21	27	52	82	101
うち、実行に係る貸付債権の数	0	19	22	40	65	82
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	1	1
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	3	10	12	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	2	2	4	16
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	0	5	25	34	45	59
うち、実行に係る貸付債権の数	0	1	11	18	37	47
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	1
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	0	3	9	10	0	4
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	5	5	7	7

【修正後】

(単位:件)

	平成21 年12月末	平成22 年3月末	平成22 年6月末	平成22 年9月末	平成22 年12月末	平成23 年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	193	333	394	473	533	660
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	163	280	316	381	421	519
うち、実行に係る貸付債権の数	163	278	311	368	404	499
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	1	1
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	3	11	12	3
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	2	2	4	16
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	30	53	78	92	112	141
うち、実行に係る貸付債権の数	30	49	64	77	104	127
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	1
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	0	3	9	9	0	6
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	5	5	7	7

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

【修正前】

(単位:百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付け条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	461	599	1,028	1,632	2,329
うち、実行に係る貸付債権の額	0	331	465	843	1,095	1,787
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	5	5
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	5	5
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	4	55	397	4
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	129	129	129	134	531

【修正後】

(単位:百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付け条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,970	3,169	3,999	4,632	5,230	6,871
うち、実行に係る貸付債権の額	1,970	3,039	3,862	4,442	4,693	6,329
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	5	5
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	5	5
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	8	60	397	4
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	129	129	129	134	531

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

【修正前】

(単位:件)

	平成21 年12月末	平成22 年3月末	平成22 年6月末	平成22 年9月末	平成22 年12月末	平成23 年3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付け条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	14	19	44	71	90
うち、実行に係る貸付債権の数	0	12	15	32	54	71
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	1	1
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	2	10	12	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	2	2	4	16

【修正後】

(単位:件)

	平成21 年12月末	平成22 年3月末	平成22 年6月末	平成22 年9月末	平成22 年12月末	平成23 年3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付け条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	90	144	171	213	239	301
うち、実行に係る貸付債権の数	90	142	166	200	222	282
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	1	1
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	3	11	12	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	2	2	4	16